

## 滋賀県立大学圃場実験施設備品貸出規程

( 趣旨 )

第1条 この規程は、滋賀県立大学圃場実験施設に保管する備品の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

( 貸出備品 )

第2条 滋賀県立大学圃場実験施設に保管する備品のうち圃場実験施設長（以下「施設長」という。）が貸し出し管理が必要と判断したものとする。

( 対象 )

第3条 貸出対象者は、滋賀県立大学環境科学部に所属する教員、及び教員との共同研究者とする。ただし、施設長が、適当であると判断した者は、この限りではない。

第4条 貸出備品は、次の各号に該当する場合に限り貸出しを許可するものとする。

(1) 前条に定める対象者が、学外で行う教育・研究で使用する場合

(2) その他特に施設長が必要と認めた場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、貸出しは行わない。

(1) 教育・研究上支障があると認められる場合

(2) 管理上支障があると認められる場合

(3) 営利を目的とする場合

(4) その他貸出しが不適切とみとめられる場合

( 方法 )

第5条 貸出しを受けようとする者（以下「借用者」という。）は、借用を受けようとする5日前までに貸出申込書（別紙様式1号）を、施設長に提出しなければならない。

2 施設長は、前項の貸出申込書を適当と判断したときは、これを承認することとし、備品を管理する担当者（以下「担当者」という。）に、借用者に対して取扱方法および注意事項を教授させなければならない。

3 貸出しの申込が重複した備品については、運営委員会において調整する。

( 貸出期間 )

第6条 貸出期間は、原則として5日以内とする。

2 貸出期間を延長する場合には、借用者はその旨を施設長に届け出て、その承認を得なければならない。

( 破損・紛失 )

第7条 借用者は、備品の使用に当たり、善良なる管理者の注意をもって慎重に取り扱わなければならない。

2 借用者の故意または過失により、借用の備品を破損または紛失したときは、借用者において弁償するものとする。

( 貸出料 )

第8条 備品の貸出料は、無料とする。

( 転貸 )

第9条 借用者は、借用した備品を第三者に転貸してはならない。

( 返却 )

第10条 借用者が第6条第1項に規定する借用期間を超えても返却しないときは、施設長は、速やかに借用者に対し返却を命じなければならない。

2 借用者は、備品の返却をするときには、担当者の点検を受けなければならない。

3 借用者は、貸出期間中に備品の異常を発見したときは、速やかにその旨を施設長に報告し、その指示に従わなければならない。

( 改廃 )

第11条 この規程の改廃は、運営委員会が行う。

付 則

この規程は、令和 4年 7月 6日より施行する。